

## 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項の規定に基づき、本県における総合的なギャンブル等依存症対策の推進を図るため、岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報の収集及び意見交換
- (2) 事業実施状況についての評価
- (3) 岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に関すること。
- (4) その他ギャンブル等依存症対策に関し必要なこと。

### (構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関が推薦する者（以下「委員」という。）で構成する。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

### (会議)

第6条 協議会は、県が招集する。

- 2 県は必要に応じて協議会にオブザーバーの出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

【構成委員】

	構成機関	区分
1	医療法人杏野会各務原病院	医療従事者 依存症治療拠点機関 依存症相談拠点
2	医療法人春陽会慈恵中央病院	医療従事者 依存症専門医療機関
3	岐阜県医師会	医療従事者
4	岐阜県看護協会	医療従事者
5	岐阜県精神保健福祉士協会	保健福祉従事者
6	岐阜県臨床心理士・公認心理師協会	保健福祉従事者
7	一	市町村保健福祉関係者
8	岐阜県弁護士会	法務関係者
9	岐阜県司法書士会	法務関係者
10	岐阜労働局	労務関係者
11	岐阜県遊技業協同組合	関係事業者(パチンコ)
12	岐阜県地方競馬組合	関係事業者(競馬)
13	岐阜市行政部	関係事業者(競輪)
14	大垣市経済部	関係事業者(競輪)
15	日本貸金業協会岐阜県支部	関係事業者(多重債務)
16	ギャマノン岐阜グループ	家族

【オブザーバー】

	団体名
1	岐阜県警察本部生活安全総務課
2	岐阜県環境生活部県民生活課
3	岐阜県健康福祉部地域福祉課
4	岐阜県健康福祉部障害福祉課
5	岐阜県子ども・女性部子ども・女性政策課
6	岐阜県子ども・女性部子ども家庭課
7	岐阜県商工労働部労働雇用課
8	岐阜県農政部農政課
9	岐阜県教育委員会体育健康課
10	岐阜県商工労働部商業・金融課
11	岐阜県保健所長会

【事務局】

	団体名
1	岐阜県健康福祉部保健医療課
2	岐阜県精神保健福祉センター